



鳥取県公報

平成 21 年 7 月 3 日 (金)
号外第 77 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例 (43) (防災チーム) 8
	ようこそようこそ鳥取県観光振興条例 (44) (観光政策課) 14
	会計管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例 (45) (会計指導課) 18
	鳥取県基金条例の一部を改正する条例 (46) (財政課) 23

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例の新設について

1 条例の新設理由

県民、事業者、市町村、県及び国が共に力を合わせて、災害や危機に強い地域づくりを進め、県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現する。

2 条例の概要

(1) 総則

ア 目的

この条例は、防災及び危機管理に関し、基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して対策を講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

イ 基本的な考え方

防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。

(ア) 自助、共助及び公助の取組を総合的に推進すること。

(イ) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。

(ウ) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

ウ 県民等の責務

県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務について定める。

(2) 県民活動の促進

ア 情報の提供

(ア) 市町村長は、その区域内の住民及び事業者（以下「市町村民等」という。）に対し、災害又は危機の発生原因、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難の方法及び経路その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

(イ) 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。

イ 防災教育等

(ア) 学校又は保育所を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を実施するものとする。

(イ) 事業者（市町村、県及び国の機関を含む。）は、災害又は危機が発生した場合にその従業者が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

(ウ) 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

ウ 自主防災組織の活性化

(ア) 自主防災組織は、市町村と連携して、その活動について住民の理解を深め、より多くの住民の参加を得るよう努めるものとする。

- (イ) 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保について、特に配慮するものとする。
- エ 防災ボランティア活動の環境整備
市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他防災ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。
- オ 事業継続計画の作成支援
知事は、災害又は危機が発生した場合に事業活動を継続するため必要な事項を定めた計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- カ ライフラインの維持
ライフライン事業者は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。
- (3) 災害又は危機に強いまちづくり
- ア まちづくりにおける配慮
市町村長及び知事は、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、防災及び危機管理の視点に立って行うよう努めるものとする。
- イ 防災施設の計画的整備
(ア) 知事は、洪水又は土砂災害の発生を防止する施設その他の防災又は危機管理に役立つ施設の整備に関する目標を定め、これらの施設の整備を計画的に進めるものとする。
(イ) 知事は、地震により生ずる被害の軽減を図るため、地震防災対策の実施に関する目標を定めるとともに、施設等の整備を計画的に進めるものとする。
- ウ 避難所の耐震改修の計画的実施
市町村長は、当該市町村の地域防災計画において避難所に指定した建築物のうち、地震に対する安全性に係る基準に適合しない建築物について、耐震診断及び耐震改修に関する計画を定め、その所有者及び管理者の協力を得て、耐震改修を計画的に進めるものとする。
- エ 耐震診断等の状況の公表
知事は、建築物の定期調査報告を受け、又は点検を行ったときは、報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。
- (4) 災害時要援護者に係る対策
- ア 避難体制の整備
(ア) 市町村長は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難し、安全を確保することができる体制の整備を進めるものとする。
(イ) 市町村長、自主防災組織、民生委員及び消防機関は、(ア)の体制を整備するため、災害時要援護者に関する情報を共有するよう努めるものとする。
- イ 安否に関する情報
市町村長は、災害時要援護者が避難する必要が生じた場合は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察及び災害時要援護者が利用する施設を管理する者の協力を得て、その安否に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。
- ウ 個人情報を守る義務
災害時要援護者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。
- (5) 関係者相互の連携
- ア 県民の意見の反映
(ア) 知事は、地域防災計画等を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめ

めその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

(イ) 知事は、(ア)により聴いた県民の意見を地域防災計画等に反映させるよう努めるものとする。

イ 協働の推進

知事は、ライフライン事業者、協定を締結した事業者、自主防災組織その他防災又は危機管理に関する取組を推進するために必要な者と協議を行う場を設けること等により密接に連携を図り、防災及び危機管理に関する取組において協働を進めるものとする。

ウ 事業者との協定

市町村長及び知事は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施工等の対策が的確かつ迅速に実施されるよう、その実施について協力を受ける事業者とあらかじめ協定を締結するよう努めるものとする。

エ 報道機関等の協力

(ア) 市町村長及び知事は、避難の指示その他防災及び危機管理に関する情報を住民及び事業者に知らせるため必要があると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対して協力を求めることができる。

(イ) 市町村長及び知事は、災害又は危機により生ずる被害の発生及び拡大を防ぐため必要があると認めるときは、自宅での待機、集会の延期その他の措置について、県民及び事業者に対して協力を求めることができる。

(6) 雑則

ア 復興の円滑な推進

知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、復興の基本方針、災害復興本部の設置及び組織その他復興を円滑に進めるために必要な事項を地域防災計画に定めるものとする。

イ 危機管理に関する計画

知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ措置の内容、実施方法、実施体制その他危機管理のための措置の実施に関し必要な事項について定めた計画を作成するものとする。

ウ 危機管理対策本部

危機管理対策本部の設置、所掌事務、組織その他必要な事項について定める。

(7) 施行期日等

ア 施行期日

施行期日は、公布日とする。

イ 検討

知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ようこそようこそ鳥取県観光振興条例の新設について

1 条例の新設理由

県民、観光事業者、観光関係団体、市町村及び県が一体となって、地域における創意工夫を生かし、主体的に観光地づくりに取り組むことを通じて、郷土に誇りと愛着を持ち、観光客に温かな心配りで接することにより、観光の振興を図り、活力に満ちた地域社会を形成する。

2 条例の概要

(1) 目的

この条例は、県民、観光事業者、観光関係団体、市町村及び県が一体となって、もてなしの心にあふれた魅力ある観光地づくりを推進することにより、地域の魅力を自らの誇りとし、自慢できるような機運を盛り上げるとともに、国内外から多くの来訪者を呼び込むための取組を推進することにより、観光の振興を図り、もって、地域の活性化と経済の発展に資することを目的とする。

(2) 基本理念

本県の観光振興は、次の考え方のもとに推進されなければならない。

- ア 地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重した魅力ある観光地の形成により観光客の誘致を促進することが、県民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の形成及び潤いのある県民生活の実現のために重要であること。
- イ 地域の自然、歴史、文化等に関する理解を深め、観光客への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域のもてなしの向上及び観光振興の担い手となる人材の育成が図られること。
- ウ 観光産業の振興を図ること及び観光産業と農林水産業その他の産業との有機的な連携により、地域の産業活動、社会活動等を活発にし、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成を図ることが重要であること。
- エ 県民、観光事業者、観光関係団体（以下「県民等」という。）、市町村及び県（以下「地域行政」という。）の相互の連携が確保されること。
- オ 他の地方公共団体との広域的な連携及び協力による効果的な実施が図られること。

(3) 観光振興に関する役割等

県民等及び地域行政の役割等を定める。

(4) ようこそようこそ鳥取県運動の推進

- ア 県民等及び地域行政は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を通じて郷土に誇りと愛着を持ち、観光客に温かな心配りで接すること等により、観光の振興を図り、活力に満ちた地域社会を形成していく取組を県民運動として推進していくよう努めるものとする。
- イ 県は、ようこそようこそ鳥取県運動が、県民等の相互の連携、協働のもとに、効果的かつ効率的に行われるよう必要な支援を行う。

(5) 取組指針の策定

県は、ようこそようこそ鳥取県運動を推進していくための取組指針（以下「ようこそ運動取組指針」という。）を策定する。

(6) 協議会の設置

県民等及び地域行政は、ようこそようこそ鳥取県運動を一体的かつ総合的に推進するため、ようこそようこそ鳥取県運動推進協議会（以下「ようこそ協議会」という。）を組織する。

(7) 地域の観光資源の認知等

- ア 県民等及び地域行政は、地域の観光資源を知り、認識を深めるための情報の提供並びに学習の機会の提供及びそれへの参加に努めるものとする。
- イ 県民等及び地域行政は、地域の観光資源の保全及び次の世代への継承に努めるものとする。

(8) 観光資源等の充実

- ア 県民等及び地域行政は、地域の自然、文化、歴史、産業等を観光の観点から見直し、その活用を図るとともに、既存の観光資源に付加価値を加え、一層魅力あるものに磨き上げるよう努めるものとする。
- イ 県民等及び地域行政は、自然や農林水産業等に関する体験活動を目的とする観光、心身の健康の保持増進のための観光、食文化への理解を深めるための観光、産業遺産、映画、漫画の活用等による観光その他の多様な観光の形態の普及及び促進に努めるものとする。

(9) コンベンション等誘致

県民等及び地域行政は、各種会議、展示会、スポーツ競技会その他の行事の県内での開催を増加させるため、当該行事の誘致の促進及び開催の際の受入態勢の充実に努めるものとする。

(10) 環境の整備等

県民等及び地域行政は、国籍、年齢、障害の有無等にかかわらず、すべての人々が安心して快適な観光を楽しむ環境の整備等に努めるものとする。

(11) もてなしの向上等

県民等及び地域行政は、地域を訪れた観光客に本県への好意と再度の来訪意欲を抱いていただけるよう温かな心配りで接するよう努めるものとする。

(12) 観光情報の発信

県民等及び地域行政は、様々な機会を通じ、広報誌、インターネット、本県ゆかりの人材等を活用して重点的かつ効果的に地域の観光資源その他の観光情報を発信するよう努めるものとする。

(13) 外国人誘客

県民等及び地域行政は、県内の空港、港湾等を利用して訪れる外国人の観光客の誘致を促進するため、言語や習慣の違いが観光の妨げにならないよう、多言語を用いた観光情報の提供、通訳案内の体制の確保その他の受入態勢の充実を図るものとする。

(14) 人材の育成

ア 観光関係団体及び地域行政は、観光の振興に関し意欲を持ち、及び知識を有する者の資質の向上並びに観光に関する事業における指導者の育成を図るため、観光又は観光に関する事業の振興についての学習の機会の充実に努めるものとする。

イ 観光関係団体及び地域行政は、観光客に対し地域の観光資源に関し適切に説明し、及び案内するボランティアの育成に努めるものとする。

(15) 広域連携

地域行政は、観光客の誘致を効果的に行うため、他の地方公共団体との連携及び協力を図り、観光資源を広域的かつ有機的に連結させた観光の振興を推進するものとする。

(16) その他必要な取組

県民等及び地域行政は、(7)から(15)までに掲げる取組のほか、もてなしの心にあふれた魅力ある観光地づくりを推進するために必要な取組を積極的に推進するものとする。

(17) 施行期日は、公布日とする。

会計管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例について

1 条例の新設理由

平成18年の地方自治法の一部改正により、出納長制度が廃止され、一般職の職員のうちから知事が任命する会計管理者が会計事務をつかさどることとなったことに伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 知事の権限に属する事務を分掌させ、及び会計管理者の権限に属する事務を処理させるために会計管理者を置く等、鳥取県行政組織条例について所要の規定の整備を行う。

(2) 次の条例について、出納長に係る規定を削る。

ア 知事等の退職手当に関する条例

イ 職員の退職手当に関する条例

ウ 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例

エ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例

(3) 副出納長設置及び定数条例は、廃止する。

(4) 施行期日等

ア 施行期日は、平成21年7月11日とする。

イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県基金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

国の経済危機対策に伴い、各分野における重点的課題に係る施策を実行し、もって県民の安心で活力ある生活の実現に資するため、新たに基金を設置する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに基金を設置し、基金の運営に関し必要な事項を定める。

名 称	設 置 目 的
-----	---------

鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化等のための整備を促進すること。
鳥取県介護職員処遇改善等臨時特例基金	賃金の改善や技能向上のための仕組みを構築して、介護職員の処遇改善を行う介護事業者を支援することにより、介護職員の処遇の改善を図り、もって介護サービスに従事する人材の確保及び育成を推進すること。
鳥取県介護基盤緊急整備等臨時特例基金	介護が必要な高齢者のための施設の整備を促進し、県内における介護サービスの充実を図ること。
鳥取県医療施設耐震化臨時特例基金	災害時の医療を確保するため、災害拠点病院、救命救急センター等の耐震化のための整備を促進すること。
鳥取県自殺対策緊急強化基金	自殺を防ぐための相談体制の整備、人材の養成等により、県内の自殺に対する施策及び体制の充実強化を図り、もって自殺の防止及び自殺者の親族等に対する支援の充実に資すること。
とっとり発グリーンニューディール基金	地球温暖化対策及び環境保全型の地域づくりを推進し、その取組により雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図ること。
鳥取県緑の産業再生プロジェクト基金	間伐等の森林整備の加速化と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。
鳥取県授業料減免・奨学金基金	経済的理由により修学が困難な高等学校の生徒の学資を負担する者に対し授業料等の減免を行うとともに、高等学校等に在学する生徒に対し奨学金の貸与を行うことにより、これらの者の経済的負担の軽減を図ること。

- (2) その他所要の規定の整備を行う。
(3) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第43号

鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第9条）

第2章 県民活動の促進（第10条 - 第15条）

第3章 災害又は危機に強いまちづくり（第16条 - 第20条）

第4章 災害時要援護者に係る対策（第21条 - 第23条）

第5章 関係者相互の連携（第24条 - 第28条）

第6章 雑則（第29条 - 第31条）

附則

鳥取県は、昭和18年9月10日に発生した鳥取地震や、昭和27年4月17日に発生した鳥取大火といった大災害から復興を果たしてきた。また、平成12年10月6日に発生した鳥取県西部地震では、県内外から駆け付けた人々による支援活動が被災地に希望を与えるとともに、住民同士が互いに支え合う地域社会の大切さを再認識することになった。

災害や危機の発生自体を完全に防ぐことはできないが、防災や危機管理の対策を講ずることで、被害を少なくすることはできる。そのためには、行政はもとより、私たち一人一人が災害や危機に備え、対策に取り組んでいくことが重要である。少子高齢化、過疎化等が進展し、人と人との絆が失われつつある今こそ、地域社会を再生し、地域における防災と危機管理の能力を高めていかなければならない。

このような認識に基づき、県民と行政が共に力を合わせて災害や危機に強い地域づくりを進め、県民の生命、身体及び財産を守ることができるようにするため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、防災及び危機管理に関し、基本的な考え方を定め、県民、事業者、市町村、県及び国の機関の責務を明らかにするとともに、相互に連携して対策を講ずるために必要な事項を定めることにより、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守り、安全に暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震、津波、豪雨、豪雪、洪水、高潮、暴風その他の異常な自然現象、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量の放出又は多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、列車の衝突若しくは航空機の墜落その他の大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (2) 危機 住民の生命、身体及び財産に対して災害に相当する程度の被害を生ずるおそれがあるテロリズムの発生、感染症のまん延その他の事態であって、放置すれば社会的混乱が生ずるおそれがあるものをいう。
- (3) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害の復旧及び復興を図ることをいう。
- (4) 危機管理 危機の発生に対する準備を整え、危機が発生した場合における被害の発生及び拡大を防ぐこ

とにより、社会に及ぼす影響をできる限り低減するように対処することをいう。

- (5) 自主防災組織 災害又は危機から自己の居住する地域社会を守る活動を行うため、住民が自発的に結成する団体（これらの活動を行う自治会その他の地縁による団体を含む。）をいう。
- (6) 防災ボランティア活動 不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、個人又は団体（自主防災組織を除く。）が自発的に行う被災者の救助、復興の支援その他の防災又は危機管理に関する活動をいう。
- (7) 災害時要援護者 災害又は危機が発生した場合における避難に、他者による介助その他の援護を必要とする高齢者、障害者、妊婦、乳幼児、外国人その他の者をいう。

（基本的な考え方）

第3条 防災及び危機管理は、次に掲げる事項を基本として、県民、事業者、市町村、県及び国の機関がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して行うものとする。

- (1) 自助（自己の生命、身体及び財産を自ら守ることをいう。以下同じ。）、共助（住民が互いに助け合ってその生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。）及び公助（市町村、県又は国が住民の生命、身体及び財産を守ることをいう。以下同じ。）の取組を総合的に推進すること。
- (2) 災害及び危機の発生は避けられないことを前提として、それによる人の生命、身体及び財産に対する被害を少しでも軽減し、又はなくすという目標を達成するために、状況に応じて予防対策、応急措置、復旧対策等の様々な取組を積み重ねていくこと。
- (3) 災害及び危機の発生の頻度及び発生した場合における被害の程度の予測に基づく災害及び危機の危険性に関する情報を交換し、及び共有すること。

（県民の責務）

第4条 県民は、災害及び危機に備えて、情報の収集、食糧等の備蓄その他の自助の取組及び自主防災組織の活動への参加その他の共助の取組を推進するよう努めるものとする。

- 2 県民は、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生又は拡大を回避し、互いに協力して助け合うとともに、被害を受けた生活の再建及び地域社会の再生に努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、災害及び危機に備えて、その事業場の利用者及び従業員の安全を確保するための取組を推進するとともに、消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に掲げる消防団及び自主防災組織の活動に協力すること等により、地域社会の一員として県民と助け合うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、災害又は危機が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、被災者の救助等を行うとともに、事業活動の継続又は迅速な再開に努めるものとする。

（市町村の責務）

第6条 市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、市町村の組織及び機能のすべてを挙げて、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第10号に規定する地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その市町村の区域における防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

- 2 市町村は、消防組織法第9条各号に掲げる機関（以下「消防機関」という。）その他市町村の防災及び危機管理に関する組織を整備するとともに、自主防災組織の充実及び防災ボランティア活動を行いやすい環境の整備を図るものとする。

- 3 消防機関は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、市町村長及び警察と密接に連携するものとする。

（県の責務）

第7条 県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、県の組織及び機能のすべてを挙げて、地域防災計画、国民保護法第34条第1項に規定する計画及び第30条の規定により作成する計画にのっとり、広域にわたる防災及び危機管理に関する施策を実施するものとする。

- 2 県は、ヘリコプターを用いた消火、救助等による消防の支援その他の市町村の防災及び危機管理に関する活動の支援を行うとともに、県と市町村間及び市町村相互間の防災及び危機管理に関する連絡調整を行うものとする。
- 3 県は、災害又は危機が発生した場合において、被害の程度により必要があると認めるときは、災害対策基本法第29条第1項その他の法令の規定によるほか、他の都道府県又は自衛隊、海上保安庁その他の国の機関に対して支援を要請するものとする。
- 4 警察は、災害及び危機から県民の生命、身体及び財産を守るため、知事及び消防機関と密接に連携するものとする。

(地方公共団体相互の連携)

第8条 県及び市町村は、災害及び危機から住民の生命、身体及び財産を守るため、他の地方公共団体と密接に連携するものとする。

(国の機関の責務)

第9条 国の機関は、災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画及び国民保護法第33条第1項に規定する計画に定めることとされている事項についてはこれらの計画にのっとり、その所掌事務に係る防災及び危機管理に関する施策を実施するとともに、市町村及び県に対して、防災及び危機管理に関する情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

第2章 県民活動の促進

(情報の提供)

第10条 市町村長は、その区域内の住民及び事業者(以下「市町村民等」という。)に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容、避難所、避難を始める判断の参考となる情報その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するものとする。この場合においては、災害が発生するおそれの高い場所、避難所、避難の方法及び経路、情報の伝達方法その他防災に関する情報を表示した地図を作成し、その内容及び活用方法を周知するよう特に配慮するものとする。

- 2 知事は、県民及び事業者に対し、災害又は危機の発生原因、被害の内容その他災害及び危機に対して適切な行動をとるために必要な情報を提供するとともに、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(防災教育等)

第11条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)を設置し、又は管理する者は、災害又は危機が発生した場合に当該学校又は保育所の幼児、児童、生徒又は学生が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する教育を実施するものとする。

- 2 事業者(市町村、県及び国の機関を含む。)は、災害又は危機が発生した場合にその従業者が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

- 3 市町村長は、災害又は危機が発生した場合に市町村民等が適切な自助及び共助の行動がとれるよう、救急手当の方法その他の防災及び危機管理に関する訓練及び研修を実施するものとする。

- 4 知事は、消防職員(消防組織法第11条第1項に規定する消防職員をいう。)及び消防団員(同法第19条第1項に規定する消防団員をいう。)の訓練並びに防災及び危機管理に関して指導的役割を担う者の研修を実施すること等により、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(自主防災組織の活性化)

第12条 自主防災組織は、市町村と連携して、その活動について住民の理解を深め、より多くの住民の参加を得るよう努めるものとする。

- 2 市町村長は、自主防災組織の結成及び活動に対し、資機材の提供、研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。この場合においては、自主防災組織において指導的役割を担う者の育成及び確保について、特に配慮するものとする。

3 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するとともに、特に優秀な自主防災組織又はその指導者を表彰し、その業績を一般に知らせるものとする。

(防災ボランティア活動の環境整備)

第13条 市町村長は、被災者との連絡調整を行う者の育成及び確保、受入体制の整備、資機材の提供その他防災ボランティア活動を円滑に行うことができる環境の整備を行うものとする。

2 知事は、前項に規定する市町村長の施策の実施を支援するものとする。

(事業継続計画の作成支援)

第14条 知事は、災害又は危機が発生した場合に事業活動を継続するため必要な事項を定めた計画を作成する事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(ライフラインの維持)

第15条 ライフライン事業者(電気、ガス、上下水道、通信又は鉄道の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、その事業の用に供する施設への被害の発生を防ぐ取組を推進するとともに、災害又は危機が発生した場合は、被害の発生及び拡大を防ぎ、被害の復旧を速やかに行うよう努めるものとする。

第3章 災害又は危機に強いまちづくり

(まちづくりにおける配慮)

第16条 市町村長及び知事は、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、防災及び危機管理の視点に立って行うよう努めるものとする。

(防災施設の計画的整備)

第17条 知事は、洪水又は土砂災害の発生を防止する施設その他の防災又は危機管理に役立つ施設の整備に関する目標を定め、これらの施設の整備を計画的に進めるものとする。

2 知事は、地震により生ずる被害の軽減を図るため、地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)第1条の2の規定に基づき、地震防災対策の実施に関する目標を定めるとともに、同法第2条第1項に規定する計画で定めるところにより、同法第3条第1項各号に掲げる施設等の整備を計画的に進めるものとする。

(建築物の耐震改修の促進)

第18条 知事は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第5条第1項に規定する計画で定めるところにより、建築物の耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。)及び耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。)の促進を図るものとする。

(避難所の耐震改修の計画的実施)

第19条 市町村長は、当該市町村の地域防災計画において避難所に指定した建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法(昭和25年法律第201号)又はこれに基づく命令若しくは鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものについて、耐震診断及び耐震改修に関する計画を定め、その所有者及び管理者の協力を得て、耐震改修を計画的に進めるものとする。

2 知事は、県が設置し、又は管理する建築物について耐震改修を行うこと等により、前項に規定する市町村長の施策の実施に協力するものとする。

(耐震診断等の状況の公表)

第20条 知事は、建築基準法第12条第1項の規定による報告を受け、又は同条第2項の規定による点検を行ったときは、これらの規定による報告の内容又は点検の結果のうち耐震診断及び耐震改修の実施状況に関するものを、建築物ごとに速やかに公表するものとする。

第4章 災害時要援護者に係る対策

(避難体制の整備)

第21条 市町村長は、自主防災組織、民生委員法(昭和23年法律第198号)に規定する民生委員(以下「民生委員」という。)、消防機関、警察その他の関係者の協力を得て、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難し、安全を確保することができる体制の整備を進めるものとする。

2 市町村長、自主防災組織、民生委員及び消防機関は、前項に規定する体制を整備するため、災害時要援護者に関する情報を共有するよう努めるものとする。

(安否に関する情報)

第22条 市町村長は、災害時要援護者が避難する必要が生じた場合は、自主防災組織、民生委員、消防機関、警察及び災害時要援護者が利用する施設の管理者の協力を得て、その安否に関する情報を収集し、整理するよう努めるものとする。

(個人情報を守る義務)

第23条 災害時要援護者の避難に関する事務に従事している者及び従事していた者は、その事務の処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で使用してはならない。

第5章 関係者相互の連携

(県民の意見の反映)

第24条 知事は、次に掲げる計画を策定し、又はこれらの計画について重要な変更をするときは、あらかじめその要旨を公表し、県民の意見を聴くものとする。

- (1) 地域防災計画
- (2) 国民保護法第34条第1項に規定する計画
- (3) 地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する計画
- (4) 耐震改修促進法第5条第1項に規定する計画
- (5) 第30条の規定により作成する計画

2 知事は、前項の規定により聴いた県民の意見を同項各号に掲げる計画に反映させるよう努めるものとする。

(協働の推進)

第25条 知事は、次に掲げるものと協議を行う場を設けること等により密接に連携を図り、防災及び危機管理に関する取組において協働を進めるものとする。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 鳥取県社会福祉協議会その他の社会福祉法人
- (3) 県内の医師により組織された団体その他の医療関係団体
- (4) ライフライン事業者及び次条の規定により協定を締結した事業者
- (5) 自主防災組織
- (6) 防災ボランティア活動の連絡調整を行う者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、防災又は危機管理に関する取組を推進するために必要な者

(事業者との協定)

第26条 市町村長及び知事は、災害又は危機が発生した場合に食糧その他の生活物資の供給及び輸送、応急の復旧工事の施工等の対策が的確かつ迅速に実施されるよう、その実施について協力を求める事業者とあらかじめ協定を締結するよう努めるものとする。

(報道機関等の協力)

第27条 市町村長及び知事は、避難の指示その他防災及び危機管理に関する情報を住民及び事業者に知らせるため必要があると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に対して協力を求めることができる。

2 市町村長及び知事は、災害又は危機により生ずる被害の発生及び拡大を防ぐため必要があると認めるときは、自宅での待機、集会の延期その他の措置について、県民及び事業者に対して協力を求めることができる。

(指針の作成)

第28条 知事は、市町村長と協議して、市町村の防災又は危機管理に関する施策の参考となる指針を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により指針を作成したときは、これを公表するものとする。

第6章 雑則

(復興の円滑な推進)

第29条 知事は、災害又は危機により被害を受けた県民の生活の再建、地域社会の再生その他の復興に関する施策を円滑に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項を地域防災計画に定めるものとする。

- (1) 復興の基本方針に関する事項
- (2) 災害復興本部の設置及び組織に関する事項
- (3) 復興に関する施策に県民の意見を反映させる手続に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、復興を円滑に進めるために必要な事項

(危機管理に関する計画)

第30条 知事は、危機管理のための措置を的確かつ迅速に実施するため、あらかじめ次に掲げる事項(地域防災計画及び国民保護法第34条第1項に規定する計画に定めることとされている事項を除く。)について定めた計画を作成するものとする。

- (1) 県が実施する危機管理のための措置の内容及び実施方法に関する事項
- (2) 危機管理のための措置を実施するための体制に関する事項
- (3) 危機管理のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、危機管理のための措置の実施に関し必要な事項

(危機管理対策本部)

第31条 知事は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に規定する県災害対策本部又は国民保護法第27条第1項(国民保護法第183条において準用する場合を含む。)に規定する県国民保護対策本部若しくは県緊急対処事態対策本部を設置する場合を除き、危機管理対策本部を設置するものとする。

- 2 危機管理対策本部は、県、市町村その他の関係機関が実施する危機管理のための措置の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- 3 危機管理対策本部の長は、危機管理対策本部長とし、知事をもって充てる。
- 4 危機管理対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 副知事
 - (2) 県教育委員会の教育長
 - (3) 警察本部長
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が県職員のうちから指名する者
- 5 危機管理対策本部長は、必要があると認めるときは、市町村、他の都道府県及び国の機関の職員に対し、危機管理対策本部の会議に出席するよう求めることができる。
- 6 危機管理対策本部長は、警察及び県教育委員会に対し、危機管理のための措置を実施するために必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 7 知事は、危機管理対策本部に、危機が発生し、又は発生するおそれがある地域にあつて危機管理対策本部の事務の一部を行う組織として、現地対策本部を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、危機管理対策本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後3年を経過したときは、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ようこそようこそ鳥取県観光振興条例をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第44号

ようこそようこそ鳥取県観光振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条 - 第2条）

第2章 観光振興に関する役割等（第3条 - 第7条）

第3章 ようこそようこそ鳥取県運動の推進（第8条 - 第10条）

第4章 ようこそようこそ鳥取県運動の取組（第11条 - 第20条）

附則

本県は、日本一の鳥取砂丘など貴重な地質遺産が連続する山陰海岸国立公園と秀峰大山を中心とした大山隠岐国立公園に囲まれた四季の彩り豊かな美しい県土を有している。

また、県内全域に点在する特色ある温泉地や四季折々の新鮮な食材で訪れる方に寛ぎと安らぎを提供していることに加え、近代産業の形成と発展に重要な役割を果たした産業遺産あるいは国際的にも高く評価されている漫画家の活躍など、新たな観光の魅力を創出しつつある。

観光は、経済の活性化や就業機会の増大など地域の発展に寄与するとともに、健康の増進や潤いのある豊かな生活の実現を通じて人々の生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際間の相互理解を増進するものである。また、観光は、県民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、地域の歴史や文化に関する理解を深めるものでもあり、観光の振興を図ることは、地域の産業を発展させるだけでなく、人や物や情報などの交流を活発化し、文化の向上や人材の育成にも寄与するなど、本県の活性化のために極めて重要である。

本県が大交流時代の幕開けを迎える今、私たち鳥取県民が、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を通じて郷土に誇りと愛着を持ち、国内外からの観光客に温かな心配りで接することにより、観光の振興を図り、活力に満ちた地域社会を形成していくため、本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県民、観光事業者（旅行業、旅館業その他の観光に関する事業を営む者をいう。以下同じ。）、観光関係団体（観光の振興を目的として、観光事業者、行政機関等で構成される団体をいう。以下同じ。）、市町村及び県が一体となって、もてなしの心にあふれた魅力ある観光地づくりを推進することにより、地域の魅力を自らの誇りとし、自慢できるような機運を盛り上げるとともに、国内外から多くの来訪者を呼び込むための取組を推進することにより、観光の振興を図り、もって、地域の活性化と経済の発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第2条 本県の観光の振興は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、国内外から観光に訪れる者（以下「観光客」という。）の誘致を促進することが、県民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある県民生活の実現のために重要であるとの認識のもとに推進されなければならない。

2 本県の観光の振興は、地域の自然、歴史、文化等に関する理解を深め、観光客への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域のもてなしの向上及び観光振興の担い手となる人材の育成が図られるよう推進されなければならない。

3 本県の観光の振興は、多様な分野における特色ある事業活動から構成されている観光産業の振興を図ること

及び観光産業と農林水産業、製造業その他の産業との有機的な連携を図ることにより、地域の産業活動、社会活動、文化活動その他の活動を活発にし、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成を図ることが重要であるとの認識のもとに推進されなければならない。

4 本県の観光の振興は、観光が地域の経済において重要な役割を担っていることにかんがみ、県民、観光事業者、観光関係団体（以下「県民等」という。）、市町村及び県（以下「地域行政」という。）の相互の連携が確保されるよう推進されなければならない。

5 本県の観光の振興は、他の地方公共団体との広域的な連携及び協力により、効果的な実施が図られるよう推進されなければならない。

第2章 観光振興に関する役割等

（県民の役割）

第3条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自らの日常生活及び周辺の環境が地域の観光の振興のための重要な要素であるとの認識に立ち、観光への関心及び理解を深めるとともに、観光の振興に関する取組に積極的に参画するよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）

第4条 観光事業者は、基本理念にのっとり、観光資源（自然、文化、歴史、産業その他の観光の振興に資する資源をいう。以下同じ。）が自らの事業活動に活用できるものであること又は自らの事業活動が魅力ある観光地づくりに資するものであることを認識するとともに、自らが地域の観光の推進役として、その事業を実施するよう努めるものとする。

（観光関係団体の役割）

第5条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光事業者等が連携して行うもてなしの向上その他の受入態勢の整備、観光に関する情報の発信その他の観光宣伝活動の実施及び観光客の誘致に取り組むよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第6条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性を生かした観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、県が実施する観光の振興に関する施策に連携、協力するよう努めるものとする。

（県の責務等）

第7条 県は、基本理念にのっとり、地域の特性を生かした観光の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する観光の振興に関する施策について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 県は、県民等がこの条例の目的に沿って実施する地域の観光の振興に関する取組が、相互の連携、協働のもとに行われるよう総合的な調整を行うとともに、その取組に対し、必要な支援を行うものとする。

第3章 ようこそようこそ鳥取県運動の推進

（県民運動の推進）

第8条 県民等及び地域行政は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を通じて郷土に誇りと愛着を持ち、観光客に温かな心配りで接すること等により、観光の振興を図り、活力に満ちた地域社会を形成していく取組を県民運動として推進していくよう努めるものとする。

2 県は、前項の県民運動（以下「ようこそようこそ鳥取県運動」という。）が、県民等の相互の連携、協働のもとに、効果的かつ効率的に行われるよう必要な支援を行う。

（取組指針の策定等）

第9条 県は、ようこそようこそ鳥取県運動を推進していくため、次の事項について定める取組指針（以下「ようこそ運動取組指針」という。）を策定する。

（1） 本県の観光の振興のために基本となる事項

（2） ようこそようこそ鳥取県運動を推進するための体制に関すること。

（3） ようこそようこそ鳥取県運動の具体的な取組の内容に関すること。

(4) その他本県の観光の振興のために必要な事項

2 県は、ようこそ運動取組指針を戦略的かつ効果的なものとするため、観光客の動向等に関する調査及び研究を行うものとする。

(協議会の設置)

第10条 県民等及び地域行政は、ようこそようこそ鳥取県運動を一体的かつ総合的に推進するため、ようこそようこそ鳥取県運動推進協議会(以下「ようこそ協議会」という。)を組織する。

2 ようこそ協議会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) ようこそ運動取組指針の策定及び変更について意見を述べること。

(2) ようこそ運動取組指針に定める事業の推進に関すること。

(3) その他本県の観光の振興のために必要な取組に関すること。

第4章 ようこそようこそ鳥取県運動の取組

(地域の観光資源の認知等)

第11条 県民等及び地域行政は、地域の観光資源を知り、認識を深めるための情報の提供並びに学習の機会の提供及びそれへの参加に努めるものとする。

2 県民等及び地域行政は、地域の観光資源の保全及び次の世代への継承に努めるものとする。

(観光資源等の充実)

第12条 県民等及び地域行政は、地域の自然、文化、歴史、産業等を観光の観点から見直し、その活用を図るとともに、既存の観光資源に付加価値を加え、一層魅力あるものに磨き上げるよう努めるものとする。

2 県民等及び地域行政は、自然や農林水産業等に関する体験活動を目的とする観光、心身の健康の保持増進のための観光、食文化への理解を深めるための観光、産業遺産、映画、漫画の活用等による観光その他の多様な観光の形態の普及及び促進に努めるものとする。

(コンベンション等誘致)

第13条 県民等及び地域行政は、各種会議、展示会、スポーツ競技会その他の行事の県内での開催を増加させるため、当該行事の誘致の促進及び開催の際の受入態勢の充実に努めるものとする。

(環境の整備等)

第14条 県民等及び地域行政は、国籍、年齢、障害の有無等にかかわらず、すべての人々が安心して快適な観光を楽しめる環境の整備等に努めるものとする。

(もてなしの向上等)

第15条 県民等及び地域行政は、地域を訪れた観光客に本県への好意と再度の来訪意欲を抱いていただけるよう温かな心配りで接するよう努めるものとする。

(観光情報の発信)

第16条 県民等及び地域行政は、様々な機会を通じ、広報誌、インターネット、本県ゆかりの人材等を活用して重点的かつ効果的に地域の観光資源その他の観光情報を発信するよう努めるものとする。

(外国人誘客)

第17条 県民等及び地域行政は、県内の空港、港湾等を利用して訪れる外国人の観光客の誘致を促進するため、言語や習慣の違いが観光の妨げにならないよう、多言語を用いた観光情報の提供、通訳案内の体制の確保その他の受入態勢の充実に努めるものとする。

(人材の育成)

第18条 観光関係団体及び地域行政は、観光の振興に関し意欲を持ち、及び知識を有する者の資質の向上並びに観光に関する事業における指導者の育成を図るため、観光又は観光に関する事業の振興についての学習の機会の充実に努めるものとする。

2 観光関係団体及び地域行政は、観光客に対し地域の観光資源に関し適切に説明し、及び案内するボランティアの育成に努めるものとする。

(広域連携)

第19条 地域行政は、観光客の誘致を効果的に行うため、他の地方公共団体との連携及び協力を図り、観光資源

を広域的かつ有機的に連結させた観光の振興を推進するものとする。

(その他必要な取組)

第20条 県民等及び地域行政は、第11条から前条までに掲げる取組のほか、もてなしの心にあふれた魅力ある観光地づくりを推進するために必要な取組を積極的に推進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

会計管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第45号

会計管理者の設置に伴う関係条例の整備に関する条例

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。)を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項並びに鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条第2項の規定により、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長(以下「知事等」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2~4 略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項及び第3項、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項並びに鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)第2条第5項及び第3条第2項の規定により、知事、副知事、<u>出納長</u>、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長の退職手当の額その他退職手当の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、知事、副知事、<u>出納長</u>、病院事業の管理者、常勤の監査委員及び教育長(以下「知事等」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2~4 略</p> <p>(知事等の退職手当)</p> <p>第3条 知事等が退職した場合の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に知事等としての勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>出納長</u> <u>100分の30</u></p>

(3) 略	(4) 略
(4) 略	(5) 略
(5) 略	(6) 略
2及び3 略	2及び3 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。</p>	<p>(副知事等に選任された場合の退職手当)</p> <p>第8条 職員が退職した日又はその翌日に副知事、<u>出納長</u>又は常勤の監査委員に選任された場合において、当該退職した者に対する退職手当の基本額は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第5条から第5条の3まで及び前3条の規定の例により計算した額とする。</p>

(鳥取県行政組織条例の一部改正)

第3条 鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下この条において「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条(以下この条において「追加条」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。)を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、知事の権限に属する事務を分掌させるために設ける内部組織及び会計管理者の権限に属する事務を処理させるために設ける組織について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部局等の長)</p> <p>第13条 略</p> <p>(部局等以外の組織及び分掌事務)</p> <p>第14条 <u>第2条から前条までの規定にかかわらず、会計事務に関する事項及び庶務の集中処理に関する事項を分掌させるため、会計管理者を部局等の外に置</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、知事の権限に属する事務を分掌させるために設ける内部組織について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部局等の長)</p> <p>第13条 略</p>

<p>く。</p> <p><u>2 会計管理者に長を置き、会計管理者とする。</u></p> <p><u>3 会計管理者は、会計管理者の所掌事務をつかさどるとともに、知事を補佐し、県行政の重要政策の企画及び立案を行う。</u></p> <p><u>4 会計管理者は、前項の事務を遂行するため、県行政全般にわたる総合的視野に立ち、部局長等と相互に協力してその任に当たるものとする。</u></p> <p>(雑則) 第15条 略</p>	<p>(雑則) 第14条 略</p>
--	------------------------

(鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年鳥取県条例第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等(以下「役員等」という。)に就任している法人その他の団体(境港管理組合を除く。)は、指定管理者になることができない。</p>	<p>(指定管理者となることができない法人等)</p> <p>第3条 鳥取県議会の議員、知事、副知事、<u>出納長</u>、指定管理者の候補者(以下「指定管理候補者」という。)の選定の決定に関与する県の職員、法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等(以下「役員等」という。)に就任している法人その他の団体(境港管理組合を除く。)は、指定管理者になることができない。</p>

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(知事、副知事及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 知事、副知事及び常勤の監査委員の受ける給</p>	<p>(知事、副知事、<u>出納長</u>及び常勤の監査委員の給与)</p> <p>第2条 知事、副知事、<u>出納長</u>及び常勤の監査委員の</p>

与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

2～5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

区分	報酬又は給料の額
略	
副知事	月額 928,000円
略	

別表第2（第7条関係）

区分	鉄 道 賃	船賃	日 当 (1 日 に つ き)	宿泊料(1夜につき)			食卓 料 (1 夜 に つ き)
				甲地方	乙地方	丙地方	
知事	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階及び急行料(以下「3階、級区分船舶」という。)	旅客運賃(旅客運賃の等級を2階及び指定料船舶(以下「2階級区分船舶」という。)	円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 11,700	円 3,000
副知事	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階及び急行料(以下「3階、級区分船舶」という。)	旅客運賃(旅客運賃の等級を2階及び指定料船舶(以下「2階級区分船舶」という。)					

受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

2～5 略

別表第1（第2条、第4条関係）

区分	報酬又は給料の額
略	
副知事	月額 928,000円
出納長	月額 762,000円
略	

別表第2（第7条関係）

区分	鉄 道 賃	船賃	日 当 (1 日 に つ き)	宿泊料(1夜につき)			食卓 料 (1 夜 に つ き)
				甲地方	乙地方	丙地方	
知事	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階及び急行料(以下「3階、級区分船舶」という。)	旅客運賃(旅客運賃の等級を2階及び指定料船舶(以下「2階級区分船舶」という。)	円 3,000	円 14,800	円 13,300	円 11,700	円 3,000
副知事	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階及び急行料(以下「3階、級区分船舶」という。)	旅客運賃(旅客運賃の等級を2階及び指定料船舶(以下「2階級区分船舶」という。)					
出納長	旅客運賃(旅客運賃の等級を3階及び急行料(以下「3階、級区分船舶」という。)	旅客運賃(旅客運賃の等級を2階及び指定料船舶(以下「2階級区分船舶」という。)					

		による 旅行の 場合 に は、 上 級 の 旅 客 運 賃)、 寝 台 料 金 、 特 別 船 室 料 金 及 び 座 席 指 定 料 金							による 旅行の 場合 に は、 上 級 の 旅 客 運 賃)、 寝 台 料 金 、 特 別 船 室 料 金 及 び 座 席 指 定 料 金										
略										略									
備考 略										備考 略									

(副出納長設置及び定数条例の廃止)

第6条 副出納長設置及び定数条例(昭和30年鳥取県条例第35号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月11日から施行する。

(知事等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の前日に退職した出納長に対する退職手当については、なお従前の例による。

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第46号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
（設置） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的 のために財産を維持し、資金を積み立てるための基 金として別表第1の1の項から32の項までの第2欄 に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基 金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定 額の資金を運用するための基金として別表第2の1 の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資する ため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置す る。 2～4 略 別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					（設置） 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的 のために財産を維持し、資金を積み立てるための基 金として別表第1の1の項から24の項までの第2欄 に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基 金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定 額の資金を運用するための基金として別表第2の1 の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資する ため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置す る。 2～4 略 別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益 金の整 理又は 処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益 金の整 理又は 処理	処分事由
略					略				
24 鳥 取県 消費 者行 政活 性化 基金	消費生 活相談の 複雑化・ 高度化に 対応し て、消費 生活相談 窓口の機 能強化等 を図ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。	24 鳥 取県 消費 者行 政活 性化 基金	消費生 活相談の 複雑化・ 高度化に 対応し て、消費 生活相談 窓口の機 能強化等 を図ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。
25 鳥	火災発	一般会計	一般会	当該基金の					

	<p>取県 生や地震 社会 発生時に 福祉 自力で避 施設 難するこ 等耐 とが困難 震化 な方が多 等臨 く入所す 時特 る社会福 例基 祉施設等 金 の安全・ 安心を確 保するた め、社会 福祉施設 等の耐震 化等のた めの整備 を促進す ること。</p>	<p>歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>																			
<p>26 鳥 取県 介護 職員 処遇 改善 等臨 時特 例基 金</p>	<p>賃金の 改善や技 能向上の ための仕 組みを構 築して、 介護職員 の処遇改 善を行う 介護事業 者を支援 すること により、 介護職員 の処遇の 改善を図 り、もっ て介護サ ービスに 従事する 人材の確 保及び育 成を推進 すること。</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>																			
<p>27 鳥</p>	<p>介護が</p>	<p>一般会計</p>	<p>一般会</p>	<p>当該基金の</p>																			

<p>取県 介護 基盤 緊急 整備 等臨 時特 例基 金</p>	<p>必要な高 齢者のた めの施設 の整備を 促進し、 県内にお ける介護 サービスの 充実を 図ること。 こと。</p>	<p>歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>																			
<p>28 鳥 取県 医療 施設 耐震 化臨 時特 例基 金</p>	<p>災害時 の医療を 確保する ため、災 害拠点病 院、救命 救急セン ター等の 耐震化の ための整 備を促進 すること。 こと。</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>																			
<p>29 鳥 取県 自殺 対策 緊急 強化 基金</p>	<p>自殺を 防ぐため の相談体 制の整備 、人材 の養成等 により、 県内の自 殺に対す る施策及 び体制の 充実強化 を図り、 もって自 殺の防止 及び自殺 者の親族 等に対す る支援の 充実に資 すること。 こと。</p>	<p>一般会計 歳入歳出 予算に定 める額</p>	<p>一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て</p>	<p>当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。</p>																			

30 と	地球温暖化対策及び環境保全型の地域づくりを推進し、その取組により雇用創出及び中長期的に持続可能な地域経済社会の構築を図ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。																			
31 鳥 取 県 緑 の 産 業 再 生 プ ロ ジェ クト 基金	間伐等の森林整備の加速と間伐材等の森林資源を活用した森林・木材産業等の再生を図り、もって地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現に資すること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。																			
32 鳥 取 県 授 業	経済的理由により修学が	一般会計 歳入歳出 予算に定	一般会 計歳入 歳出予	当該基金の 設置目的を達 成するために																			

料減 免・ 奨学 金基 金	困難な高 等学校の 生徒の学 資を負担 する者に 対し授業 料等の減 免を行う とともに、 高等 学校等に 在学する 生徒に対 し奨学金 の貸与を 行うこと により、 これらの 者の経済 的負担の 軽減を図 ること。	める額	算に計 上して 当該基 金に積 立て	必要な経費の 財源に充てる とき。						
---------------------------	---	-----	--------------------------------	-------------------------	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。